共同研究　彦根城博物館所蔵、井伊家文書

# 「金光寺・下間治部卿口上之覚」

【凡例】

一　本史料は、彦根城博物館所蔵『浄土真宗異義相論』と題された文書群のうち、「金光寺・下間治部卿口上之覚」と題された文書ならびに、その下書きと思われる文書の関係箇所を翻刻したものである。

一　文書は、中段に「金光寺・下間治部卿口上之覚」を掲載した。文書冒頭には便宜のため、彦根城博物館所蔵のマイクロフィルムの番号をそのまま掲げ、一ページにつき二文書とした。

一　下段には彦根城所蔵文書の下書きと思われる文書の対応箇所を掲載し、対応しない部分は「中略」「後略」とし、補注にその内容を抄録した。

一　上段には頭注を掲載した。

一　底本に使用されている古体・異体・略体等の文字は、原則として正体もしくは現代通用の字体に改めた。

一　解読のため、文中に句読点を加えた。

一　翻刻は彦根古文書同好会のメンバーによる翻刻をもとに、岡森福彦（龍谷大学非常勤講師）・前原圭介（龍谷大学非常勤講師）・高山嘉明（龍谷大学大学院）・今尾智有（龍谷大学大学院）が行った。

一　補注の①②④⑥は岡森福彦、③⑤⑦⑧⑪⑮⑯⑰は平田厚志（龍谷大学文学部教授）、⑨⑩は前原圭介、⑫⑬⑭は高山嘉明、⑱は今尾智有が担当した。

一　後記は平田厚志が担当した。

主任　平田厚志

研究員　川添泰信
母利美和
渡辺恒一
青柳義孝
岡森福彦
前原圭介

**本御門跡**…本派本願寺第十三世良如。→補注①。

**興門跡**…興正寺准秀。→補注②。

**摂州天満**…大坂天満御坊。承応二年（1653）十二月二十一日の夜、准秀は、突如、新門・家族のものを引連れて、大坂天満の興正寺御坊に引越してしまった。准秀にとっては、「一本寺建立」を決意しての行動だったのかもしれない。

**御公儀御事繁中**→補注③。

**板倉周防守殿**→補注④。

426 552

「承応三年分　一」（表紙）

今度寺社御奉行衆江以両使被申入口上之覚

今度本*御門跡より以両使被申候趣者、此方末寺興*門跡去年極月初頃より本寺江不慮之儀申掛、摂*州天満へ立除居被申候。尤末寺之儀ニ御座候間本寺より可申付儀ニ候へ共、興正寺只今之躰本寺之下知を可被請様子ニ

426 553

無御座候。早速御訴訟被申上候はて者不叶儀ニ御座候へ共、御*公儀御事繁中如何と被存、延引被申候。然所ニ乍其宗門為私此頃新義共企、本寺を蔑に致し一本寺建立之様に相見へ申ニ付、於本御門跡千万依難成堪忍、板*倉周防守殿へ内証ニて御相談被申候所ニ、周防殿御内証ニて興正寺江被成御異見、縦令興正寺申分在之候共、先一両年万事被相待候様ニと被仰遣候へ共、興正寺不被致承引、弥放逸之振舞ニ御座候。本寺より随分不構様に被申付候得共、坊主門下何かと申相、自然口論なとに及候へ者、本寺へ迷惑ニ御座候。彼是堪忍

**豊前国永照寺**…能化西吟。慶長九年（1604）生、寛文三年（1663）没。豊前国小倉永照寺第六代住職。若い頃京に遊学、東福寺にて禅宗を学ぶ。帰坊後その才を城主小笠原忠真に認められ、藩主の侍講的存在となる。その博識・名声が教団中央に届き、正保四年（1647）、先輩の月感・空誓を追い越すかたちで能化に抜擢された。↓補注⑤。

**肥後国延寿寺**…月感。慶長五年（1600）生、延宝二年（1674）没。肥後熊本延寿寺住職。三十二歳で初めて京に遊学し、紀州性応寺の了尊に就き宗乗を修める。四十二歳で再上京、建仁寺に七年学ぶ。承応二年正月、五十四歳にて再上京。

**本御門跡家老一両人**…下間仲弘・金光寺。金光寺の詳細は不明。この時期に浜松にあり、輪番を勤めていたか。下間治部卿は下間仲弘か。『真宗人名辞典』によると、下間刑部卿仲虎の子。万治元（1658）年、仲定から仲弘へ改名、寛文元年には治部卿

426 554

難成ニ付、御理被申入候。可然様被頼存候。以上

一京都本御門跡寺内ニ学寮御座候。此能化を豊前国永照寺と申坊主に被申付、十ヶ年以来罷居申候。然所に興正寺末寺に肥後国延寿寺と申坊主御座候。去年正月初頃上洛仕候て、学寮永照寺講談宗儀にそむき候よし申出し、押而本御門跡江可訴之由ニ付、本御門跡家老一両人興門跡家老下間式部卿方へ参り、延寿寺対永照寺江法難之訴訟致し候由相聞江候。実正に候者、異見可申候由申談事候。式部卿申候者、

426 555

我等も此中達而延寿寺江致異見候へとも、合点不参候。各同心に申入候ハヽ、定而承引可申と存候間、延寿寺呼寄可申とて、則延寿寺呼寄せ、三人之者申

一承応二年初春、興正寺手次肥後国延寿寺月感致上洛、学寮能化永照寺講談御宗義ニ背く由之訴状を下間治部卿へ持参申候。其時治部卿申候ハ、此訴状之趣慥成事ニ候哉。永照寺ハ十ヶ年以来能化坊主門徒共何れも崇敬いたし候。今更延寿寺一人か様ニ訴訟申上候而も、誠しからさる様ニ存候間、能々致吟味、其上訴訟尤ニ候。若卒爾成事書上ヶ候てハ、却而延寿寺ため不可然之由申返し候。

一下間治部卿内々延寿寺取次懇切之間ニ候故、延寿寺訴状率爾成事之様ニ存候ニ付、書付之趣相違無之様ニ念を入候へと延寿寺へ異見可申ため、下間少進とかたらひ、興正寺家老下間式部卿方へ参、延寿寺月感永照寺へ法難を申かけ、訴訟可申之旨何共心得かたく候間、異見可申と存候。如何可有之哉と申候へハ、式部卿申者、

私も此中達而致異見候へ共、合点不仕候。各同心に申入候ハヽ、定而承引可申とて、延寿寺をよひよせ、三人之者申候者、此度訴訟之段延寿寺卒爾之思ゐ立

から刑部卿へ改称する。

**興門跡家老下間式部卿**…『学寮造立事』はこの部分に下間重玄を割注する。

**不通聾人**…後の「筆談」という記述ともあわせて、月感の耳が不自由であったことがわかる。

**永照寺・延寿寺同学之旧友殊更親切之間**…西吟と月感が了尊の同門であることを指すと思われる。

**堂衆**…御堂衆。初期の本願寺宗学界はこの御堂衆によって開拓された。当初の職務は堂内陣における給仕や供花などの雑役奉仕であったが、実如の時期に「寺僧」と呼ばれる直参坊主衆が御堂衆になり、勤行や教学などにも関与するようになった。戦国末期になると、本来的性格は失われ、儀式や教学に関与した。西吟・月感の師である了尊や、西光寺祐俊、空誓などは御堂衆であった。

---

候者、此度訴訟之段延寿寺卒爾之思立ニ候。其故は永照寺儀御門跡から初に被申付たる義に無之候。各吟味之上能化ニ居り、既に十ヶ年ニおよひ候。其上延寿寺如何程声高乃事ニても、曾而不*通聾人ニ而候へ者、永照寺講釈穏なりとても聴聞可致様無御座候。定而初心乃者之聞書なとを見セ申たるものと存、それは大きに無覚束次第に候。幸永照寺爰許に罷在候間、致参会、筆談被申候者、実否

426 556

相知可申と同宗門と申、其上永*照寺・延寿寺同学之旧友殊更親切之間に候条、少も隔心なく参会尤之由三人之者申、延寿寺同心に候者、延寿寺へ成共、永照寺へ成共、案内者を添可申候。其儀も如何に被存候ハヽ、家老共方にてなり共、可有会合候。気に々に永照寺と参会之儀無同心候ハヽ、□て本御門跡・堂*衆其外之坊主ニ而も、少学問いたしたる者ニ被相尋、虚実をセんさくいたされ、其上相違之儀候ハヽ、訴訟尤ニ候。さもなく押而訴訟之段不覚之由再三申候得共、延寿寺曾而同心不仕候。本御門跡家と存候。其故ハ永照寺義かりそめに致仰付たる義ニ而無之候。何も吟味之上、能化ニすわり既に十ヶ年ニ及候。其上延寿寺ハ如何様之高声ニ而も、曾而不通之聾人ニ而候へ者、永照寺講尺聴聞いたさるへき様無之候。定而初心乃者之聞書なと見セ申たる物と存候。其ハ大きにおほつかなき次第に候。幸に永照寺爰元に罷在候間、参会いたされ、筆談候ハヽ、慥ニ実否

相しれ可申候。同宗門と申、殊更親切之間に候之条、少も無隔心参会候て談合尤之由三人之者申、此旨延寿寺同心に候ハヽ、延寿寺へ成共、永照寺へ成共、案内者を添可申候。それも如何と存候ハヽ、家老共方ニ而成共、会合可有候。けにく永照寺と参会之義思無之候ハヽ、せめて御堂衆其外之坊主ニ而も少学問をもいたし、法義をも心得たる者ニ相尋られ、能々虚実を穿鑿いたし、其上永照寺覚悟御宗旨ニそむく様に被存候ハヽ、其時訴訟尤ニ候。一度も参会なく押而訴訟ふかくたるへき之由再三申候へ共、延寿

老共下間式部卿江申候者、此上者興正寺達而延寿寺へ御異見

426 557

可然由申退散仕候。其後延寿寺訴訟之儀弥募り、本御門跡家老共何角と申候間、訴訟取次不申候上者、御門跡堂江出仕之時分、直ニ訴状可指上之由頻りニ申ニ付、先家老共手前迄訴状受取申候。然者今一度延寿寺江異見手たても可有之歟と存、本御門跡へ者不申入候。其時分訴状之儀延寿寺より申触候哉、其かくれ無御座候。然者本御門跡被聞候付、家老共へ被申出候者、延寿寺対永照寺法難之訴状指上候由相聞候。急請取披露いたし候へのよし被申付、訴訟及披露候。此沙汰興門跡被聞付、本御門跡家老共へ被申入候者、今度延寿寺訴状之儀卒爾に本御門跡へ披露

426 558

不可然候。本御門跡被聞候ては事六ヶ鋪儀と存候間、何とそ下に而扱可被申候。延寿寺江も異見可被申候寺曾而同心不仕候。式部卿へ少進治部卿申候者、此上ハ興正寺直ニ延寿寺へ御異見

可然由申退参仕候。

一延寿寺訴訟之義弥つのり、若家老共何かと申、訴状取次不申候ハヽ、御門跡御堂へ御出仕之時分、直ニ訴状を可指上之由頻ニ申ニ付、先家老共手前迄訴状を請取申候。然共今一度延寿寺へ異見之てたても可有之かと存、先御門跡へハ不申上候。

一訴訟之義延寿寺より申触候哉、其隠無之候。仍御門跡御耳へ入申候故、訴訟之義被成御尋候ニ付、下間治部卿訴状を指上ヶ申候。

一訴状御門跡へ上ヶ申候由、興正寺被聞候ニ付、家老共へ被申越候ハ、今度延寿寺訴状卒爾ニ御門跡御披見

不可然事、むつかしき義と存候間、何とそ下ニ而扱可被申候。延寿寺へも興正寺より達而御異見可有之

**御地江下向**…徳川将軍代替りの祝賀のため。
**中略**→補注⑥。

由被申候。家老共申候者、扱之儀可然存候。然共只今者卒爾に扱之儀成間鋪かと被存候。永照寺衆儀(ママ)にそむき万事不義之様に延寿寺申立てる段其沙汰世間に露顕いたし候。此ニは永照寺も急度申はれ仕候ハて者、大形にては同心仕る間鋪と被存候。扨扱之様子如何と相尋申候へ者、扱之手成少も不被申、延寿寺へ達而異見可申之由被申候而、永照寺悪鋪様に被致沙汰候故、聢と扱之儀無御座候。扨御門跡批判被申下候意趣は、延寿寺訴状に悉皆永照寺

426 559

宗儀にそむく之由書顕し候。尤永照寺覚悟兼々本御門跡御存知之事候へ者、延寿寺申分不覚之至ニ被存候へとも、一大事之儀ニ候へ者、弥可被穿鑿ため永照寺へ答書被申付、双方委吟味之上、以書付批判被申出候。され共延寿寺申候者、永照寺非事を申儀者証人証跡いかほとも御座候由申候ニ付、其時分者本御門跡当御*地江下向被致候折節、万事取込故江戸より上洛被致、証拠証人乃せんさく可有由被申出候。其旨批判乃書付に見へ申候。扨本御門跡江戸より上

由被申候。家老共申候ハ、扱之義可然存候。然共只今者卒爾に扱之義成ましく候。其故ハ永照寺心底御宗儀ニそむき、万事不儀之様に延寿寺〻申立るの段、永照寺聞申候故、急度申請不仕候ハて者、叶ふまじき由申候へハ、大形ニ而ハ同心仕ましきと存候。乍去扱之様子如何御座有へき哉と相尋申候へハ、扱之手成ハ少も不被申、延寿寺ニ達而異見可申之由被申、永照寺あしき様に斗沙汰遣され候故、聢と扱之義無之候。

**一延寿寺訴状御披見なされ候に、永照寺**

**覚悟悉皆御宗義ニそむく由、三ヶ条之趣を書付申候。**
尤永照寺覚悟前廉〻御存知之事ニ候へハ、延寿寺申分不覚之様ニ思召候へ共、一大事之法義之訴状、卒爾ニ御批判なさるへきニあらす。永照寺かげニ而ハ如何様之非義を申候も御存知無之事ニ候へハ、能々御吟味可被成とて、永照寺へ返答書被仰付候。

（中*略）

一御門跡〻延寿寺訴状相違在之条々被仰聞候。別御書付在之

「金光寺・下間治部卿口上之覚」

**西光寺**…祐俊。慶長七年（1602）生、天和二年（1682）没。京都西光寺住職。本山の御堂衆をつとめる。幼少より准如に随い、准如・良如の代筆を勤める。著作に、『准如宗主送終記』、『学寮造立事付以後法論次第』などがある。

**西光寺ハ曾而不存由、則以誓詞申候**→補注⑦。

**円海**…近江高宮円照寺住。西吟門人であり、第二代能化知空の実兄。

**私観子**…月感はこの書物を西吟の著として批判したが、門主良如は、これを事実に相違すると裁定していた。→補注⑧。

---

洛已後証人証拠を被尋候へ者、延寿寺初て証人証拠如何程も有之由申候へとも、穿鑿ニ及一人一処も

426 560

無之候。本御門跡寺内ニ西光寺と申坊主居申候を証人なりと指出候へとも、吟味いたされ候へ者、西光寺ハ曾而不存由、則以誓詞申候。其上延寿寺より彼西光寺へ証人に立てくれ候へと頼に遣申候書状、西光寺より指出候。彼是延寿寺申分偽成事明白ニ知レ申候。次に証跡を被尋候へ者、初永照寺所作之章疏あまた見へ申候。此中に永照寺覚悟あやまり之旨慥に見へ申候由、訴状にも書顕し候へとも、穿鑿ニ及候ては一巻も無之候。漸々永照寺弟子円海と申者之聞書ニ私観子と上書いたし候を取出し、是ハ永照寺作ニては無之候へとも、弟子之書たる物に候へ者、能化の作と同事

426 561

ニ候。是を慥成証跡之様に申候。其時本御門跡被申出候者、たとひ此私観子にあやまり有之共、多所化

一相違之条候御書付之趣、延寿寺致拝見致相違無之の旨、則証人在之由申上候。書付在之

一証人御穿鑿ニをよひ候。初ハいか程も在之由申候へ共、強而御せんさくニ成候時、寺内西光寺一人慥なり証人なりと申候。此西光寺義江戸御下向無之、以前被成御尋候ニ、証人ニ而無之候由以書付申断、其上延寿寺ゟ西光寺へ証人ニ立てくれ候へと頼申候書状、御目ニかけ候。弥被成御吟味候処ニ、西光寺ハ証人ニ成かたきニきわまり申候へ共、又々延寿寺ゟ証人と申候故、西光寺を被召出、重而御穿鑿なされ候へ共、右之通之断、竪以誓詞不存由申上候。延寿寺申ふん猶々偽ニ極り申候。西光寺ゟ之書付共幷延寿寺ゟ西光寺へ之書状在之。

一延寿寺訴状之中に永照寺所作之書物在之候。此うちに外道邪義ニ成申候証拠御座候由書付申候故、則所作之物延寿寺へ被成御尋候へハ、一巻も無之候。達而御尋之時、弟子之聞書私観子と上書いたし候を是証拠成と申候。是も江戸御下向以前ニ高覧ニそなへ

**観心**…禅宗用語。自己の本性を明かに観照すること。

之内一人之弟子之あやまりを以永照寺邪義に定むへきニあらす。其心得よき所化共を曾而不用、たゝ一人之悪を取て証拠といたす事不聞申分や。其上此私観子之趣一部に作り立てる書物といふへき物にあらす。たゝ爰彼にての講談之下を覚書にいたし候故ニ、不審を書て答を心にのこし、頭をかきて尾をかゝさるよう成、いかにも麁相成ものなり。仍一宗之勧化平生心得候通は曾て不書付、観心*表事之一途斗を学問のために書留置候と見へたり。尤是を

候へ共、永照寺作ニ而ハ無之、江州高宮円海と申坊主之私之覚書ニ候。此円海ハ方々をかけまわり、他宗他家之学問をもいたし、もとより寺内学寮に而も、初河内国光善寺と申能化之時分も罷出、又永照寺能化之時も折々罷上り、学寮ニ居申候。彼私観子ハ此円海が聞書ニ而候。若此中ニ仮令談る事あり共、是を以永照寺外道邪人之証拠とハ思召きわめられかたき由被仰出候へ共、只今又延寿寺〻申上候ニ付、彼私観子能々入御披見被仰出候ハ、尤此私観子ニハ宗旨之本意ニそむける義所々ニ有之といへ共、おほき所化之中壱人之誤りを以、永照寺邪義ニ定むへきにあらす。其心得よき所化共を曾而用す、只一人のあしきを取え証拠といたす事、不聞申ぶん也。其上私観子之趣一部ニ作り立たる書物といふへき物ニあらす。只今爰かしこニ而之講談之下を覚書ニいたの候故、不審を書て答えを心にのこし、かしらを書て尾をかゝさる様なる、麁相なる物なり。以一宗之勧化平生心得候通ハ曽而書付す、観心表事之一途と学問之ために書とめ置候と見へたり。尤是を

本願寺住持先祖四代之間→補注⑨。

426 562

一宗の依用といたさは、大成誤なりといへとも、学問之ためならは孔子老子の道をも書留置くへし。何そ是を以外道非事と可落着哉。其上円海覚悟之通以書付本御門跡家老共迄申顕し候。其書付にも此私観子之趣更に御宗風御依用と存候ニあらす。又門徒にも此旨をすすめ申ニあらす。たゝ善悪ともに学問のため覚書いたし候計なり。依而弟子傍輩にも見セ不申候か。彼是延寿寺下坊主ニ一両人私弟子分ニ罷成居候。彼者共ぬすミ出し書写たるものかと存候由理り申候。然ルに此私観子を以永照寺を悪口いたす証拠と申者、尤不聞事なり。就中今一ケ条*本願寺住持先祖

426 563

四代之間心得あしく本寺亡居いたし候やうニ、最前之訴状ニも書顕し候を、批判之砌御門跡腹立之由被申出候所、重而其理り申とて取捨之御分別之ため申上るのよし申候。開山以来付法血脈相伝して無錯宗門に、先祖四代をそしる事誠に破法之重過なり。此

一宗之依用といたさハ、大きなる誤りなりといへ共、広く学へきためにハ孔老之道をも書とめ置へし。何そ是を以外道秘事と永照寺を可難哉。但円海所存之通、無心元思召候ニ付如何様御穿鑿可被成と思召候中、円海覚悟之通、以書付家老中迄申あらハし候。其書付ニも、此私観子之趣、更御宗風御依用と存候ニあらす。又門徒ニも此旨をすゝめ申ニあらす。只善悪共ニ学問之ため覚書ニいたし候計也。以弟子傍輩にも見せ不申候か。延寿寺下坊主ニ一両人円海弟子ふんニ罷成居申候。彼者共ぬすみ出し書写たる物かと存候由断申候。然るに此私観子を以永照寺を悪口いたす証拠と申候ハ聞へさる事也。

一本願寺住持先祖

四代之間其心得悪敷、本寺亡居いたし候由、最前之訴状ニかき顕し、永照寺を外道邪人といへるの例証に引候をおとかめ被成候へは、重而御断申候とて、取捨之御分別之ため申上之由以書付申候。開山以来附法血脈相伝してあやまる事なき宗門に、先祖四代

**再破→補注⑩。**

**東寺…東本願寺。**

**延寿寺興正寺と一味いたし候由…**延寿寺は興正寺末。さらに興正寺准秀の三男が月感の養子に入ったことが、興正寺が月感を援助した要因の一つであると思われる。

**去年極月四日～…**興正寺は本願寺に、月感を罪人扱いすることに対する批判書を提出している。

---

時延寿寺急度寺法ニも可被申付儀ニ候を、聾者ニ候へ者、脇より従者の仕わさと被存万事用捨いたされ候を、其後延寿寺其身之申分不義なる事をかへり見す、私之申分不立事を無念に存候哉。再破と名書物をあミ立、既に令開版世にひろめ申候。此条以之外曲事ニ御座候。其故者、既に両方書付之上、

426 564

段々細に穿鑿ニおよひ、私なき批判いたされ候所、理不当之再破をいたし、剰最前之訴状に書入さる義共、又永照寺曾て申出ささる事共を数ケ条書加へ法難致し、本寺之批判不足の申分書付候。誠に本寺をかろしめ法流を破却せんとのたくミ、本御門跡堪忍難成ニ付、寺法に可申付と被存候処、此沙汰延寿寺聞候哉、東寺内へ立のき申候故、本御門跡無是非其分ニ打おかれ候。今程者延寿寺興正寺と一味いたし候由承候。重々徒者ニ御座候。

一去年極月四日之夜、本御門跡家老共を興正寺へ被呼寄、興正寺

---

を謗る事誠破法之重過也。此時御腹立なされ、寺法にも可被仰付候と内証御評定も候へとも、聾者ニ候へハ、わきより従者之しわさと思召用捨被遊候。

一延寿寺其身之申ぶん不義なる事をかへりみす、私之申ぶん不立事を無念ニ存候哉。再破と名付書物をあミてた、既ニ令開板世にひろめ申候。此条以外曲事ニ思召し、其故ハ既ニ両方書付之上、

段々細ニ及御穿鑿、御批判被仰出候処、理不当之致、再破剰最前之訴状ニ不書付義共、又永照寺曽而不申出事共、数ケ条書加謗難いたし、本寺之批判不足之申ぶん、誠本寺を軽め法流を破却せんとの巧、重々の従者ニ候故、寺法ニ被仰付ニきわまり申候。

一延寿寺寺法ニ可被仰付ニ相極り、興正寺へも下間治部卿・上田織部以両使御断被仰、後住ハ肥後国ニ罷在、殊若年ニ而此度之段曽而不知事ニ候へハ、無子細延寿寺家老相談をとるへき由被仰遣候。常之坊主ニ候へ者、仮令興正寺下ニ而も加様之義本寺より御申付候時、興正寺へ之御断ハ無之事ニ候へ共、延寿寺ハ興正寺と別而由緒在之事ニ候へハ、念之ため御

**准秀の「口上之覚書」について→補注⑪。**

**年寄中奉行中…**「年寄」「奉行」ともに本願寺家老職の別称。

426 565

被申渡候趣、則口*上之覚書を被相渡候。

今度法儀之出入出来申事、千万笑止に存下ニ事済候様ニと存、延寿寺江達而異見致し、其上治部卿迄も申、延寿寺訴状之儀留置候所、脇より御耳江立、延寿寺書付上申度と申由被聞召候間、早々請取披露いたし候へと被仰出候由承候ニ付、年*寄中奉行中へ我々直ニ申候者、此儀御沙汰ニおよひ候事にかにか敷事ニ候間、各分別を以、縦御耳ニ立候共、先下ニ而済候様に可被仕候。我々も随分肝煎候而見可申と申候。治部卿迄式部卿を以申候者、先日皆々へ直ニも

申渡し候。其時興正寺ゟ一悪由之御返事、則肥後国延寿寺後住へも此旨書状可被指遣とて、其案文にて御門跡御目ニかゝり候然処ニ延寿寺右之沙汰を聞候哉、寺内を立退申候。相尋候へハ、東寺内ニ罷在由ニ候故、無是非其分ニ被成候。

一承応二年極月四日之夜、下間少進・同大進・同治部卿・八木蔵人・横田帯刀五人之者を興正寺へ呼よせられ、被申渡候趣、則口上之覚書をいたし被相渡候。其書付之趣、

今度法儀之出入出来申事、千万笑止ニ存下ニ而、事済候様ニと存、延寿寺へ達而異見いたし、其上治部卿迄も申、延寿寺訴状之義留置候処ニ、脇ゟ御耳へ立、延寿寺書付上申度と申由被聞召候間、早々請取披露いたし候へと被仰出之由承候ニ付、年寄中奉行中へ我々直ニ申候ハ、此義御沙汰ニ及ひ候事にかにか敷事ニ候間、各分別を以、縦御耳ニ立候共、先下ニ而済之様ニ可被仕候。我々も随分肝煎候て見可申と申候。治部卿迄式部卿を以申候ハ、、先日皆々へ直にも

**少進**…下間仲此。慶長九年(1604)～寛文十一年(1671)。
**蔵人**…八木蔵人。

426 566

申候へとも、尚以各へ被申談、御沙汰ニ成不申候様にと再三申候へとも、家老中其通不被申上候哉、被申上候而も御承引なく候哉、無其詮候。扨御批判に及候時、*少進治部卿・*蔵人を以申上候者、今度之法儀之出入大事之儀候間、御批判之刻者、我等も罷出被仰付候様子をも承り、下坊主ともへも可申聞と申候へ者、無用との御返事候。其時此方より申候者、縦望申さす候共、加様之儀ニ者可被召出事と存候無用との御意、外聞あしく存候。是非罷出度と被申上候様ニと申候は是も御耳江

426 567

立不申候哉。御返事もなく被仰出候様子をも兎角とも不被仰聞候事、寔々在甲斐なき仕合と不及是非存候、今時之様子を聞及候ニ、御法流を様々ニ申なし候により、諸人区ニ心得候と見へ申候。兎角御家之御法流大形末に成候かと歎鋪存候。我等なと申上候事、何事ニ付候而も少も御聞入も無之と存候へとも、御家大事ニ存候ニ付、先存寄候通、

申候へ共、猶以各へ被申談、御沙汰に成不申様ニと再三申候共、家老中其通不被申上候哉。被申上候ても御承引なく候哉。無其詮候。扨御批判ニおよひ候時、少進治部卿蔵人を以申上候ハ、今度之法義之出入大事之儀ニ候間、御批判之刻者、我等も罷出被仰付候様子をも承、下坊主共へも可申聞と申候へハ、**無用との御返事ニ候。其時此方ゟ申候ハ、縦望不申候共、加様之儀ニハ可被召出事**と存候ニ無用との御意、外聞あしく存候。是非罷出度と被申上候様ニと申候か。是も御耳へ

立不申候か。御返事もなく被仰出候様子をも兎角共不被仰聞候事、誠ニ在甲斐なき仕合と不及是非存候。今時之様子を聞及候ニ、御法流を様々ニ申なし候ニより諸人区ニ心得候と見へ申候。とかく御家之御法流大形末ニ成候かと歎敷存候。我等なと申上候事、何事ニ付候而も少も御聞入も無之と存候へ共、御家大事ニ存候ニ付、先存寄候通一旦

**来春者先御門跡廿五年忌之法事**…先代門跡准如は寛永七年(1630)に死去。

**院家**…門跡寺院において、別院にあって本寺を助けて法務を執行するもの。

**摂州教行寺**…准超。准秀の妹婿にあたる。教行寺は現西宮市塩瀬町名塩。文明七年(1457)に蓮如が開いた「名塩中山の草舎」にはじまる。同時期建立の摂津富田教行寺とは一家衆寺院。一時寺号の混乱回避のため広教寺と称したが、寛永十一年(1634)に教行寺に復す。寛永年中以降院家となった。良如の時代には、教行寺・光善寺・慈敬寺の内から二名が勤番衆に命ぜられた。勤番衆は鎰取役とも呼ばれ、宗祖親鸞の真影の御鎰番をする役。

**江州平田明照寺**…了超。准秀の従兄弟にあたる。明照寺は現彦根市平田町。明徳四年(1383)創建。開基祐海。祐海は本願寺第五世綽如上人に帰依して弟子となり、明徳年中に一寺を犬上郡後谷村に創立し、明照寺と称し

一旦申上候。

此書付之通本御門跡へ可申達旨に御座候き。其時家老へとも如御存知候。来*春者先御門跡廿五年

426 568

忌之法事被取越候ニ付、万事取込候なかはに候。重而時節可有候間、此度者延慮被致候様ニと再三申入候へとも、興正寺同心無之候。

一同夜本御門跡院家ノ一老*摂州教行寺幷江*州平田明照寺と申坊主興正寺と由緒在之付、家老共へ呼寄申談候者、只今興正寺より五人之者呼ニ参り被申渡候者、去春肥後国延寿寺・豊前国永照寺ニ対し法難之訴状を本御門跡江指上候所ニ、興正寺下ニ而扱、延寿寺江異見可申候間、延寿寺訴状率爾に御門跡江指上ケ申事不可然候。縦令御門跡御披見候共、御沙汰なき様ニと申入候処ニ、脇より本御門跡被聞召、則御批判ニ及候事、興正寺

426 569

被申分其詮なく、此条不足之由被申候。尤各々被存

申上候。

此書付通御門跡へ可申達之由被申候。其時家老共申候ハ、尤早速可申上候へ共、興正寺被存候とて、來十三日者前御門跡廿五年

忌之法事御取越ニ付、万事御取込之中ニ候。重而時節可有之候間、先此度者遠慮被致候様ニと再三申入候へ共、興正寺同心無之候。

一同夜院家之一老摂州教行寺幷江州平田明照寺両僧興正寺と由緒在之ニ付、家老共之方へ呼よせ申談候ハ、只今興正寺ゟ五人之者を呼ニ参被申渡候ハ、去春肥後国延寿寺より豊前国永照寺へ法難之訴状を御門跡へ指上候處、興正寺下ニ而扱、延寿寺へ異見可申候間、訴状卒爾ニ指上ケ申事不可然候。縦御門跡御披見候共、御沙汰なきやうにと申入候處ニ、わきより御門跡へ申達、則及御批判候事、興正寺

被申ぶん無其詮、此条不足之由被申候。尤各被存候

た。慶長四年（1599）に現在地に移る。

**興正寺三男**…円尊。寛永十三年（1626）～宝永七年（1710）。

候ことく、尋常之出入者如何様之儀ニ而、既ニ御門跡二度三度被聞候出入ニ而も扱申者候へ者、さほどになき坊主門下ニ而もあつかわせ、下ニ而相済候様ニ被申付候。然共今度之儀者法儀之出入ニ而候。其上延寿寺・永照寺少学文もいたしたる坊主ニ候へ者、左右方之申分取々ニ沙汰いたし、門下へ末々心得まちまちニ成り候へ者、法流のさまたけに可成と被存、本御門跡批判被申付候。

一本御門跡批判両方へ被申出候砌、興門跡出座有度之由被申越候所、出し不申候。是又不足之由被申候。此儀も両僧如被存候。ケ様之批判之座へ興門跡

426 570

ついに出座無之候。若又延寿寺興門跡下ニ而候間、可被出との儀ニ候や。左候ハ、、先年興正寺下坊主ニ法儀ノ出入り致候へ共、興門跡一座も出座無之候。故罷出候儀無用之由申入候。重而是非出座有度之旨被申越候。五人之者存候者、今度之出入ニ限り興正寺是非被出度との義、かの延寿寺後住に、興*正寺三男被指遣候ニ付、最屓之意ニ而候哉。所詮批判之座

ことく、尋常之出入者如何様之義候て、御門跡二度三度御聞候出入ニ而も扱申者候へ者、左程ニなき坊主門下ニ而も扱ハせ、下ニ而相済候様に被仰付候。然共今度之義者法義之出入ニ而候。其上延寿寺永照寺少学問もいたしたる坊主ニ候へハ、双方之申ぶんとかくニ沙汰いたし、門下の末々心得区ニ成候へ者、法流之さまたけに成へきと被思召、御批判被仰出候。

**一御批判被仰出之時、出座有度由興正寺より被申越候処ニ、出し不申、是又不足之由被申候。此義も両僧被存ことく、加様之御批判之座へ興正寺**

終出座無之候。又延寿寺者興正寺手次ニ而候間、出座可有との義ニ候哉。左候ハ、、先年も興正寺手次之坊主法義之出入いたし候へ共、興正寺一座も出座無之候ことく被出候故無用之由申入候。重而是非出座有度之旨被申越候。五人之者共存候者、今度之出入ニ限て興正寺是非共出座有度との義、彼延寿寺後住ニ、興正寺三男被指遣ニ付、最屓之座ニ而、興正寺

明照寺→補注⑫。

ニ而興門跡なにかと贔屓之沙汰など申出され候へ者、如何と何も存候而、出シ不申候。右二色者もはや相済候事ニ候へ者、余り沙汰ニ不及事候。

一今一色当時之法流末に成たるなと法難被申候。是ハなにとも合点

426 571

不参候。何事か見へ興正寺一人法流か末に成り候と被申候哉。一向難心得候。いかに興門跡之儀ニ而も、法流之儀ニ付而者、本御門跡少も用捨有間鋪と存候。右之段々興門跡江直ニ者指当理り難申入ニ付、来春前御門跡年忌之儀申立、只被指延候様ニと計申入候。両僧者由緒も有之事ニ候間、能々分別いたされ、興門跡江異見被申入、此度之訴訟可被指止候由申入候。

一教行寺・明照寺*興門跡へ色々異見申入候へとも、同心不参候由、五人之者へ両僧被申候。五人之者申候者、急ニ同心無之候者、時々異見被申候へのよし申候。

一同十八日興門跡より本御門跡

何角と贔屓候。如何ニもと何れも存候而出し不申候。右二色相済候事ニ候へ者、余り沙汰ニ及ハさる事ニ候。

一今一色当時法流末ニ成たるなと法難被申候。此ハ何共合点

不参候。何事か見之、興正寺一人法流か末ニ成候と被申候哉、一向心得かたく候。いかに興正寺儀ニ而も、法流ニ付而ハ御門跡少も御用捨有間敷と存候。右之段々興正寺へ直ニハ指当り難申入ニ付、来春先御門跡御年忌之義申たて、只御指延候様ニと斗申入候。両僧ハ由緒も在之事ニ候間、能々分別いたされ、興正寺へ異見被申入、此度之訴訟可被指止候と申入候。

一教行寺・明照寺興正寺へ色々異見被申入候へ共、同心いたされす候由、五人之者へ両僧被申候。五人之者申候ハ、急ニ同心無之候ハヽ、時々異見被申候へ之由申候。

一同十八日興正寺より

**下間宮内卿**…下間仲雪か。『真宗人名辞典』によると、下間大進仲友の子。慶安四年（1651）に得度し、宮内卿と改称する。→補注⑬。

**八木家**→補注⑭。

426 572

家老迄申参候者、先日各江申入候儀、本御門跡へ申入候哉。返事被聞度之由被申越候。五人之者指合返事一両日相延申候。

一同廿一日之夜五つすきニ、興門跡一門引つれ摂州天満へ被立退候。其夜はしかとしれ不申候。翌日家老とも聞付、本御門跡江申入候。本御門跡不審被致候へ者、五人之者共申候者、此中訴訟之儀被申候を、先此度被差延候様ニと五人之者共直にも申入、また教行寺・明照寺ヲ以も異見申入候へとも、于今同心不参候。若左様之儀ニ候哉と申候。本御門跡、扨者左様之儀相延候とて腹立にて候や、早速申候ハてと被申、訴訟之様子被相尋候。

426 573

一同廿二日、下*間宮内卿、又廿五日ニ下間少進・八*木蔵人両度天満江本御門跡より被指下候。被申遣候趣者、其元江夜中ニ一門引つれ被下候由、其上此中家老共迄訴訟之段相聞候。興正寺儀ニ候間、不及使ニ申分候者、直ニ相談可申候間、早々上洛可有候程ふ

家老共迄被申越候ハ、、先日何れもへ申入候義、御門跡へ申達候哉。御返事被聞度之由被申越候。五人之者指合返事一両日相延申候。

一同廿一日之夜五ツ過ニ、興正寺一門引連摂州天満へ立退れ候。其夜ハ聢と知不申候。翌日家老共聞付、御門跡へ申達候。御門跡御驚なされ、いかなる義そと御不審なされ候。五人之者申候ハ、此中訴訟之義申渡され候を、先此度被指延候様ニと五人之者共直ニも申入、又教行寺・明照寺を以而も異見申入候へ共、同心不参候。若左様之義ニ而被立退候哉と申候。

一同廿二日下間宮内卿を為御使、天満へ被成御下候。宮内卿興正寺へ申入候ハ、、昨廿一日夜中ニ一門引連て御下り之由、就其此中家老之者共迄訴訟之通御立退候て、翌日御門跡御聞なされ驚被思召候。興正寺義候間、使ニも不及被申ぶん候ハヽ、直ニ御相談可

天満興正寺へ下坊主被召呼被申渡候→補注⑮。

り候へ者、世間之取沙汰如何之由両度ニ及被申遣候へとも、法流之末に成りたる子細をも不被申、又上洛之儀も曾て同心無之由、興正寺被申候。

一同廿六日ニ、大坂本御門跡末寺ニて、少進・蔵人坊主門下之頭之者とも呼寄、今度興正寺天満江被立退候次第、其上両度使をさしこされ候様子、具に聞セ候。興正寺上洛有

426 574

有間鋪との義破ニ可成候。今一度為念候間、各天満江参り興正寺上洛被致候様に異見いたし見候への由申候。則坊主門下共天満へ罷越、興正寺江再三異見申候へとも、弥同心無御座候。

一摂津国・河内・大和興正寺下坊主之内より本寺江申参候者、天*満興正寺へ下坊主被召呼被申渡候者、今度興正寺天満江被立退候儀、法儀ニ付而少訴訟在之而之事、惣而興正寺法儀之心得者、親鸞聖人安心之一途、すすめは蓮如上人之文之ことくの由被申渡候。

被成候間、早々上洛あそハされ候へ之由被仰遣候。興正寺返事いかゝ上洛あるましきとの事ニ候。

一宮内卿天満より罷上リ、追而又下間少進八木蔵人両使天満へ被遣候。此時も右之御使之通と替る事無之候。興正寺父子之中一人被致上洛候へとの義ニ候へ共、いかゝ上洛有間敷との返事ニ而、法流之末尓成たるとあり子細も不被申候。

一大坂之御末寺ニ而、少進蔵人坊主門下之かしら之者共呼よせ、今度興正寺天満へ立退れ候次第、其上両分御使被遣候様子、具ニ申聞せ候。興正寺上洛

有間敷との義破れニ成へく候。今一度念之ため**ニ候間、各天満へ参、興正寺被致上洛候様ニ異見いたし候へ之由申、則坊主門下共天満へ罷越興正寺へ再三異見申候へ共、弥同心無之候故、其ゟ少進蔵人罷上リ候。**

一摂津国・河内・大和興正寺手次之坊主之中ゟ本寺へ申来候ハ、天満興正寺へ手次之坊主共呼よせられ申渡され候ハ、今度興正寺天満へ被立退候義法儀ニ付而、少訴訟ありての事ニ候。惣而興正寺法義之心得

国々江使僧被指遣候→補注⑯。
本寺江忠節之由→補注⑰。

左様に候へ者、本寺之勧化もの相違之様に承候故、
不審ニ存候由申来候。此通本御門跡被相聞、

426 575

扨者今度之申分難題を申かけ、本寺を可立退との企ニ候哉。甚不覚之所存ニ候。縦令幾之人こそりて難し候とも、古来之宗風今更改反無之、朝暮之勧化諸人聴聞之上者、於法流強て非所痛。然とも近国之者さへ興門跡より何角と申触らるゝニよりて不審をなし来候。遠国へいかやうの義を可申遣も不相知候。急使僧を指下、今度興正寺訴訟之次第、天満江被立退候様子、坊主門下江申聞せ、法儀不乱様ニ可勧之由ニ而、何も国々江使僧被指遣候。坊主門下申候者、開山之法流を汲申上者、対本寺へ少も違背之所存無之由何も申候。自然興正寺と

426 576

内通も仕候哉。若門下之者ニうたかわれ候てハ、法儀之上千万迷惑ニ存、且又本寺江忠節之由ニ而、慥

ハ、親鸞聖人安心之一途、すゝむる処ハ蓮如上人之御文之ことく之由被申渡候。左様ニ候へハ御本寺之御勧化ハ相違有之様ニ承候故、不審ニ存候由申来候。此趣御門跡被成御聞、

さては今度之申ぶん難題を申かけ、本寺を可立退との企ニ候哉。甚不覚之所存ニ候。縦幾之人こそつてなんじ候共、古来之宗風今更改反なく、朝暮之勧化諸人聴聞之上ハ、於法流強而痛所ニあらす。然共近国之者さへ興正寺ゟ何かと被申触尓よりて不審をなし来候。遠国へハ如何様之儀を申つかハすへきも不相知、急使僧を指下し、今度興正寺訴訟之次第天満へ被立退候様子、坊主門下へ申きかせ、法義乱れさる様ニ相もとめ、坊主共心底をも聞候へ之由ニ而、国々使僧を被遣候。坊主門下申候ハ、御開山之御法流を汲申上候。對御本寺少も違背之所存無之由申候。自然興正寺と

内通も仕候哉と、若門下之者共ニ被疑候而ハ、法義之上千萬迷惑ニ存、且つ御本寺へ忠切之由ニ而、慥

後略→補注⑱。

ニ覚悟之程を知せ可申とて、書付ヲ以理りを申坊主も御座候事。

一興正寺本寺を被立退不儀之次第、本御門跡心外ニ被存候。尤早速御訴訟可被申候へ共、興正寺江内証異見之方も有之由風聞致候ニ付、若帰寺も可有之かと被存、其上ハ公方様御若年ニ被為成御座候所、御事ハ六ヶ鋪儀如何と延引被致候。然所ニ四月中旬より為私新儀共企、一本寺建立之様に振舞、坊主門下を可引取たくミ、本寺を悪口いたし候ニ付、末々之坊主門下何角

426 577

とさわぎ申候。此方より随分さわかざる様に申付候へとも、坊主門下方々ニ多御座候へ者、若口論なとに及、御公儀江相聞如何可被思召と本御門跡千万迷惑ニ被存候ニ付、京都ニ而板倉周防殿江内談いたされ候へ者、周防殿御内証にて度々御異見候へとも、興正寺承引いたさす、弥新儀をつのり申候。就之諸人之取沙汰、興正寺申分も相立候様申成候ニ付、本御門跡堪忍難成、御訴訟被申上候。此度是非之御決ニ覚悟之程を可申上ため、以書付断を申坊主も御座候。其書付之中ニ誓詞等を書入候も在之候。

一承應三年初春より、京大坂之門徒中天満へ相詰、興正寺へ異見申候。

一其後季春之頃迄、或ハ院家一家之坊主衆、東寺金勝院にて、切ニ天満へ被参、興正寺帰寺いたされ候様ニと異見被申候由ニ候。

一承應三年初夏之頃ゟ、興正寺新義共数多被致候様ニ被成御聞候ニ付、板倉周防守殿へ御断被仰候へハ、周防守殿ゟ新義共慥ニ御書付候て、御越候へ、内證可有御異見由、御返事尓付、新義六ヶ条を書付、周防殿へ被遣候。此書付を以興正寺へ御異見候へ共、曾而不被致承引、興正寺ゟ周防殿へ之返事ニハ、興正寺へ付申候坊主門下へハ相應之法物座配なとをもいたし不申候而ハ難成由被申候ニ付、又周防殿ゟ被仰候ハ、縦如何様之被申ぶんあり共、公方様御若年ニ被成御座候間、一両年者先堪忍候て、新義やめられ候ハてハ、對御公儀あしかるへきの由、重而御異見候へ共、返事もなく、弥新義を募被申候。（後*略）

判相延申候者、先新儀共相止候様ニとの御訴訟に御座候。

一興門跡より方々江申觸らるゝ沙汰を私共爰元ニて承候へ者、興門跡

426　578

末寺門下本御門跡直参に被相取候様ニ被申觸候。此段曾て無之儀ニ御座候。京都ニ而も此沙汰御座候ニ付、御取扱之御衆へも周防殿江も堅御理被申入候。興正寺を今日迄も本願寺末寺はなし不被申候故、其下末寺一人も可被取様無御座候。興正寺江代々本寺より致扶持被置候。被立退候已後も不相替扶持指遣候。此等之段々少も紛無御座候。

承応三暦
午ノ八月十八日　　金光寺
　　下間治部卿

**補注**

補注①　**本御門跡**（一八九）

門跡とは、皇族などが仏門に入った後に居住する特別の寺院を指し、最高の寺格をもつ。室町時代には多くの門跡寺院が生まれ、本願寺も永禄二年（1559）に准門跡寺院として認められた。門跡のもとには院家・坊官などが置かれることになっていたので、本願寺も認可の際に下間などの坊官や本宗寺・顕証寺・願証寺などの院家が設置されている。江戸時代には制度化され、宮門跡・清華門跡・摂家門跡・准門跡などに分類され、東西本

願寺は准門跡となった。このように本来は寺院そのものを指したが、門跡の住持を指して「門跡」と称する場合があり、本文書の「本御門跡」とは本願寺門主良如を指している。

補注② **興門跡**（一八九）

興正寺は文明年間（1469～1487）に仏光寺経豪が本願寺に帰依した際に興正寺蓮教としたことに由来している。その子の蓮秀が証如を助けたことから、信頼を得、次いで永禄十年（1567）には顕如の次男であった顕尊が興正寺に入寺し、永禄十二年には脇門跡となった。顕尊の次の准尊には如尊という姉がいたが、これが本願寺准如に嫁いでいた。しかし、継嗣をめぐる不和が生じ、興正寺准尊は、当時問題となっていた東西本願寺分裂にともない、東本願寺教如のもとへ走ろうとしたといわれている（『本願寺史』）。「承応の鬩墻」では興正寺独立問題が浮上するが、それは准秀の前代からの問題でもあった。本願寺良如が興正寺の対応を独立問題に関連させたのも必然的であったのである。

補注③ **御公儀御事繁中**（一八九）

幕府では、慶安四年（1651）八月、家綱（家光の長男）が四代将軍を襲職したが、わずか十一歳の幼年将軍であり、そのうえ病弱であった。ために酒井忠清・忠勝ら重臣のいいなりになり、寛大な処置を旨とした家綱は、「さようせい様」という異名をとったほどであるが、幕府政治そのものは譜代老臣の合議制がとられ、幕府の権威はゆるがなかった。しかし、これまでの諸大名への武断的統制が大量の牢人たちを生み出し、慶安事件や承応事件を招来させることになってしまった。さいわい、幕府の諜報機構や治安機構の整備もなされてきており、大事には至らなかったが、これらの事件を契機に末期養子の禁をゆるめるなどの対応に追われ、幕府政治は「御事繁中」であったと思われる。

補注④ **板倉周防守殿**（一八九）

京都所司代板倉周防守重宗のこと。京都所司代は、織豊政権や徳川幕府が京都に設置した機関の長官のこと。京都の朝廷・公家・社寺関係の事務を担当し、門跡の監察もその役目に入っていた。よってここで、承応二年時の京都所司代、板倉重宗に「内証ニて」相談があったことも当然といえる。板倉重宗は、その在任時に江戸幕府の京都支配を確立させたといわれ、本願寺が板倉への相談によって早期の問題解決を図ろうとしていたことがうかがえる。

なお、板倉周防守重宗（1586～1657年）は江戸前期の大名で板倉重勝の長男。将軍徳川秀忠の側近として仕え、父の後を継ぎ元和六年（1620）、京都所司代となった。三十五年在職し、父とともに名所司代と呼ばれ、父子二代にわたる政務の記録『板倉政要』がある。

補注⑤ **西吟の能化就任事情**（一九〇）

西吟の能化就任事情については、従来の既刊史料に依る限りでは、具体的経緯を探る手立てがなかった。初期学寮の様子を窺い知るうえで史料的価値が高いとして定評のある祐俊の『学寮造立事』によると、正保四年（1647）三月、学寮開講以来七年間にわたって勤めてきた初代能化准玄が、病を得て河州出口の光善寺に帰坊したことにともなって、同年九月十二日に西吟が「能化ニ被仰付」れ、就任のその日から学寮で講談をはじめたとあり、能化就任に到る経緯を簡略に伝えているだけである。問題は、准玄につぐ二代目能化として西吟が抜擢されたのは何故で、いかなる経緯に依ってか、という点であろう。『龍谷講主伝』や『清流紀談』等に収載の西吟伝の記事中には、いずれもその間の事情は明らかにされていない。そうしたもどかしさのなかにあって、本史料には西吟の能化就任事情にやや踏み込んだ内容の記述があり、注目される。本史料の当該箇所（マイクロフィルム番号、426 555 五～六行目）から窺えるように、西吟が能化に就任できたのは、良如宗主の一存で抜擢されたのではなく、「各吟味之上」であったと記されているのである。それでは、どのような「吟味」がなされての抜擢であったのかといえば、幸いにもあらましその経緯を伝える記事が、

本史料と一連の文書群である井伊直孝宛、良如「口上之記」（明暦元年七月六日付、井伊家文書）の中にある。「学寮能化ハ、始ハ河内国出口之光善寺と申院家をすへ置申候、興正寺も別而入魂申候、光善寺相果、其後十ケ年以前、豊前国小倉永照寺ト申一家之坊主すへ置申候、此時にも国々之坊主中を致吟味、此永照寺を能化ニ申付可然ニきわまり、既只今興正寺随家一之延寿寺月感なと迄、永照寺を能化ニすへ、よろしかるへきよう内證指図申候処ニ、只今興正寺申分前後相違いたし候事」（傍線、引用者）。すなわち、傍線部から察せられるように、西吟を能化に据え置くにあたって、①国々の坊主中を吟味して選考し、西吟こそ能化に適任と衆目一致して抜擢したこと、②その際、月感もその選考に加わり、西吟の能化抜擢に決定的役割を演じた、ことなどを推察せしめる注目すべき記事といえよう。もっとも、騒動が次第に激化しつつあったなかでの本門跡良如の「口上之記」であるので、その分を相当に差し引くとしても、西吟が能化に抜擢された経緯は、衆目が認めるなかでの能化就任であったといえよう。

**補注⑥　中略部分（一九三）**

この部分は彦根井伊家文書に対し、かなりの分量が省略されている。省略された内容は、月感の訴えに対する永照寺の返答書の問題などが記されるが、重要なのは、西吟・月感両者に対する、良如の裁定が記載される部分である。そこには「双方共ニ安心之筋目尤異義有間敷と思召され共、延寿寺訴状ニハ相違おほく、率爾之申ふんあり。かつハ本寺をかろしめたる事共あり。永照寺方ニハ心得少不足あり。所詮双方共ニ向後相互ニ法義之読合をいたし、御宗儀を守るへき旨、被仰出候。」とあり、西吟・月感の両成敗の裁定を下している。教学問題においても、月感に非があると思わせたい配慮が働き、省略されたのであろうか。

**補注⑦　西光寺ハ曾而不存由、則以誓詞申候（一九四）**

祐俊の『法論次第』に、西光寺のこの時の「誓詞」が掲載されている。祐俊はこの時すでに隠居しており、西光寺とは祐俊の息子か。

去四日大坂へ罷下、昨日上洛仕候、然者今度延寿寺ヨリ、証人ニ拙者ヲ被書上候由、驚奉存候、三ケ条之内、師伝口業と哉覧御座候ハ、文字読ニ付而之儀ニ御座候哉、其儀ニて御座候者、いつそや物語之次而ニ、今程ハ、経釈之文字読ナトノ吟味、無沙汰ニ成申候様ニ見へ申候、古来御一流ニハ、文字之四声ヲ能たゝし、所々ニ読曲（よみクセ）口伝等、御座候由、承及候ト申候、此儀ハ何時ニても、其物語之通、可申上候、残二ケ条之事ハ、曽不存事候、右之旨、以御次、御門跡様へ能々被仰上可被下候、以上

三月十四日　　当西光寺

御家老中

（『学寮造立事付以後法論次第』）

**補注⑧　私観子について（一九四）**

月感が西吟弾劾の証拠の一つとして挙げ、不審な点を七・八十ケ所も指摘して批判した「私観子」なる一書は、今日に伝わっていないので、その内容に立ち入ることは、もとより不可能である。しかし、本史料の記事によって、「私観子」が西吟の弟子の円海によって記述された覚書程度のメモであったことが判明し、しかもその内容傾向がおおよそ窺い知れることにおいて注目に値しよう。とりわけ、下段史料の「私観子」の概要説明のなかに初期学寮での学問観が披瀝されている点で、重ねて注目に値すると思われる。

**補注⑨　本願寺住持先祖四代之間（一九六）**

「学寮造立事付以後法論次第」（『龍谷大学三百五十年史』史料編第一巻所収）によると、「善如上人以来、四代ノ善知識ヲ悪口セラルヽ事」（十四頁）とあり、月感が批判したのは、善如・綽如・巧如・存如の四名である事がわかる。「学寮造立事付以後法論次第」では、月感がこのような批判を行った事を「言語道断、奇怪ニ被思食事」と記し、非常に問題視していたことが窺える。

補注⑩ **再破**（一九七）

月感が承応二年六月に本願寺に提出した西吟の批判書。月感は同年の二月二十二日に三ヵ条の訴状を提出し、西吟批判を開始した。西吟はこれを受け、三月五日に七ヵ条の反論を提出するが、月感は八日に『七ヵ条証拠』『破邪明証』を提出し再批判をした。西吟はこれに対して二十三日に『仮名答書』『真名答書』で再反論した。四月十四日、門主良如はこの法論の裁定案を両者に示したが、月感はこれを不満に思い、将軍代替わりで江戸に赴いた良如の帰京を待って三度の批判書『再破』を提出した。

補注⑪ **准秀の「口上之覚書」について**（一九八）

「承応の法論」は、当初、月感・西吟らの「安心」論争に端を発しつつ、やがて本願寺と興正寺の本末抗争に発展し、騒動の拡大とともに教学論争が脇に押しやられる格好となった。それでは、「安心」論争が本末抗争に**転化したその契機は何辺にあった**のだろうか。その点で注目されるのが准秀のこの「口上之覚」である。准秀は「口上之覚」末尾で「兎角御家之御法流大形末に成候かと歎鋪存候」と激しく本山の対応を批判したが、この文言の取り消し要求をめぐる攻防が、本末抗争に転化する契機になったことはほぼ間違いない。

補注⑫ **明照寺**（二〇二）

明照寺は定衆でもあった。定衆とは、『法流故実条々秘録』に、「惣ノ諸坊主ノ司也、万事下知仕候役」とあるもので、蓮如の頃より始まり、本山に常住して事を司り、定住衆とも呼ばれた。勤行の際は御堂衆六人の後ろに着座する。顕如上人の時は定専坊と誓願寺、准如の時は願入寺が任ぜられ、願入寺没後は御堂衆一臈の光永寺明春が命ぜられた。その後、仏照寺・明照寺・西光寺・本福寺・性応寺・願泉寺が勤めている。

補注⑬ **下間家**（二〇三）

明治の初めに至るまで本願寺門跡の坊官を勤めた一族。源頼政の後裔宗重なる者が、仏門に入って蓮位と称して宗祖親鸞に随侍したことにより起こる。本願寺が東西に分裂する際、下間頼廉はそのまま准如に仕え、下間頼籠は教如に従い東本願寺に移った。坊官職は下間氏一門によって占有され、顕如・准如の時代に活躍した刑部卿頼廉・少進仲之・宮内卿頼芸の三名の通称をとった刑部卿家・少進家・宮内卿家の三家出身者が主に任ぜられた。しかし、三家の後継者が幼少であることなどのために、後には大進家・大弐家・兵部卿家の三家が別家取り立てられた。なお坊官とは、主として本願寺内部では、末寺の統率をし、末寺・門徒の諸申物を取り扱い、外に向かっては朝廷幕府諸家との折衝にあたった。

補注⑭ **八木家**（二〇三）

有力家司家の一つ。他に嶋田・川那部・上田・富島・上原・平井・池永などがある。家司とは家老ともいわれ、坊官の補佐役として設けられたもので、家司・奉行・年寄とも称される。

補注⑮ **「天満興正寺へ下坊主被召呼寄被申渡候」**（二〇四）

興正寺准秀は天満に退転後、直ちに近国下坊主を召集して、天満へ立退いた理由と自らがとった行動の正当性を主張して、下坊主の興正寺への支援と結束を要請した様であるが、下坊主はかなりの動揺をきたして態度を決しかねていた様子を窺い知ることができよう。

補注⑯ **本山急ぎ「国々江使僧指遣候」**（二〇五）

本願寺側は近国や遠国の興正寺下坊主・門徒衆へ「御本寺へ御別心ノ上ハ、如何様之儀興正寺殿ヨリ被仰懸候共、承引仕間敷候。何後付随申間敷之旨（中略）誓状仕サセ耳申」（『承応聞牆記』承応二年の条）ため、家老下間少進・八木蔵人のほか御堂衆専修寺・光瀬寺・金光寺の三名を十二月二十七日に大和・摂津・河内・和泉の近国へ、翌年正月六日には御堂衆光慶寺超玄・法輪寺戒雲・上田織部を周防・長門へ、正月六日には御堂衆光瀬寺・同専照を讃岐・阿波へ、正月九日には西園寺雲波・真教寺雲山を丹波・但馬国へ派遣した（同右書、承応三年の条）。

補注⑰ **「本寺江忠節之由」**（二〇五）

本願寺のすばやい興正寺下坊主対策が効を奏して、自ら「誓紙」を本願寺に提出する者がいた。その一例を以下に掲げておく。

一札

一今度御門跡様為　御意　御両僧御指下被成候、興門様御逆心之由御上便被仰下候、就夫、我等心底之通申上候様ニとの儀御座候、私於儀　御本寺様之御掟意少茂相背無御座候、若此方背申候ハヽ、如来聖人之蒙御罰、無間可致堕在候、為其一筆如件

仏護寺下

承応三年正月廿六日　　正伝（花押）

上田織部　様

光慶寺　様

戒雲　様

（西本願寺旧蔵史料）

**補注⑱　後略部分（二〇六）**

**このあとの後略部分は、かなりの分量が省略されている。それらの内容をまとめると以下のようになる。**

**・興正寺は板倉周防守の意見に従わなかった。その経緯を聞くために、本願寺は板倉へ使者を出した。そして、興正寺が意見に従わない以上、本門跡の分別次第に任せると言われる。**

**・本門跡から板倉への内談を坊主門徒はおおよそ了解した。この騒ぎが大きくなったので、興正寺の申し分に道理があると思われたら本願寺には不利であるから、本門跡は寺社奉行衆へ断りを入れる。**

**・六月中旬、下間治部卿と金光寺が寺社奉行衆へ断りを入れるために江戸に下る。七月中旬に本門跡が寺社奉行衆へ赴き、口上の趣を申入れる。それに対し安藤右京は、京都でもこの件の取扱があるので、その沙汰が出るまで待つように申し、訴訟に至らなかった。**

**・秋頃、京都で取扱がある。板倉が内証に九条前関白と二条前摂政に取扱うように意見した。両御所は、板倉が不審を抱いている、本願寺が諸国の末寺に対して書付を下し、誓詞を提出させたことについて本門跡に尋ねた。それに対して本門跡は十通ほど写させ、両御所は帰った。又、板倉には書付を見せた。その結果両御所の使いとして、大岡美濃守と野々山丹後守を派遣した。**

**・七月上旬、興正寺が板倉の仰せ付けで天満から帰寺する。しかし用件が終わると再び天満へ下り、御取扱衆に用事がある時のみ上洛する。**

**・両御所が本願寺に対して、今回の興正寺の法難の件について尋ねがあったので、四ヵ条の書付にまとめて提示。それを本門跡が見たところ、「理不尽之法難不及答書候」と思ったが、ひとまず本門跡の口上書を添えて両御所へ提出。しかし「主上」の「崩御」により沙汰が途絶えてしまう。**

**・霜月、美濃守と丹後守が、松平出雲守へこの件の口上を渡すとし、両御所もこの取扱を求めているが、出雲守も同様であると本門跡に伝えた。それに対し本門跡は、興正寺は「不届之仕合」であるが、四代将軍家綱が若年であるので訴訟は遠慮している、両御所の取扱の書付には間違いがないのでどういう風であれ、しかるべき対応を求める。それに対し美濃守と丹後守は、本門跡の言うことはもっともであるという姿勢を示して帰る。その後、松平出雲守と永井日向守が本門跡を訪ね、この件は内々に無事に済ませたい旨を伝える。本門跡は、美濃守と丹後守に言った通り、興正寺は不届きであるが、将軍家綱が若年であるから全て遠慮している、両御所へは書付で伝えてある、興正寺は以前のように本寺の下知に従って以来、こうした申し分がなかったので、しかるべき対応を求める。出雲守と日向守はこの後すぐに興正寺に面会する。その後、沙汰もなく出雲守が下向した。世間の風聞は本願寺にとっては堪忍しがたい状況になった。**

全翻刻は、この共同研究の成果として近い将来出版される見込みである。

〔後記〕

彦根城博物館所蔵の井伊家文書のなかの『浄土真宗異義相論』は、龍谷大学草創期「学寮」時代に勃発した大事件（月感・西吟法論次第、本願寺良如・興正寺准秀出入一件）を詳細に伝える貴重な史料である。

この事件の吟味・裁定に当った彦根藩主で幕閣の中枢（承応元年、将軍補佐を命ぜられた）にあった井伊直孝をキー・マンとする事件関係者（主として直孝と良如・准秀）の往復書簡類からなる本文書を解読し、読み説くことによって、初期「学寮」時代に直面していた西本願寺の教学的・教団的課題を解明することができよう。

本誌で史料翻刻というかたちで紹介したものは、「凡例」にも示した通り、『浄土真宗異義相論』（彦根城博物館所蔵）と題された文書群のうち、「金光寺・下間治部卿口上之覚」と題された文書（龍谷大学図書館蔵、巻本「月感縁起」〈奥付に「承応参暦午ノ八月十九日とあり。〉と同一文書か。）、ならびにその下書きと思われる文書（青木忠夫氏より提供されたもの、西本願寺旧蔵史料）である。「口上之覚」文書は、承応三年（1654）八月に、本願寺家老から幕府寺社奉行に提出されたものであるが、内容としては、承応二年十二月二十一日の夜、興正寺准如が突如、本寺本願寺の許可なく、新門・家族とともに大坂天満の興正寺通寺へ引越してしまい、本寺をないがしろにして「一本寺建立の企て」という違法行動を行なったことを、許すまじきこととして訴えたものであるが、本文書には注目すべき記述がいくつか散見する。たとえば、①西吟の能化就任事情、②月感から弾劾された「私観子」という小冊子の異義性をめぐる問題、③准秀の「口上覚」に対する本山の対応をめぐる問題、④本願寺の興正寺下坊主対策等々、既刊史料の空白を埋める貴重な記事が盛り込まれており（補注を参照）、本文書翻刻の意義は大きいと思われる。

なお、『浄土真宗異義相論』の解読作業は、彦根古文書同好会諸氏の協力をえて、本学仏教文化研究所共同研究（代表・平田厚志）として解読・解明を鋭意すすめており、本文書の翻刻は、その成果の一部である。『異義相論』の完